

# 民間発注者の皆様へ

(著しく短い工期の禁止、建設業の就業環境の整備等)

---

国土交通省 北海道開発局  
事業振興部 建設産業課

令和3年10月

# はじめに

## ○ 建設業の現状と背景

建設業は、我が国の国土づくりの担い手であると同時に、地域の経済や雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を確保するなど、「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える上で重要な役割を担っています。

一方で、建設業においては、長時間労働が常態化していることから、工期の適正化などを通じた「建設業の働き方改革」を促進する必要があります。

また、建設技能者の急速な高齢化が進んでおり、我が国が人口減少時代を迎える中、建設業が今後もその役割を果たしていくためには、将来における担い手の確保・育成が重要です（6P参照）。

建設業を魅力的な産業とするため、処遇改善、働き方改革、そして生産性の向上を図る必要がありますが、そのためには、発注者の皆様のご理解とご協力が不可欠です（7P参照）。

本資料は、発注者に適用される建設業法上の規定や業界団体から要望等があった内容をまとめたものです。

建設工事の発注にあたっては、是非、ご理解とご協力をお願いします。 1

## ① 著しく短い期間を工期とする請負契約の締結は禁止！

- 改正建設業法が令和2年(2020年)10月1日に施行され、技能労働者の長時間労働等を是正するため、通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止(変更契約にも適用)されました(建設業法第19条の5)。(8P~9P参照)
- この規定は、民間も含む発注者にも適用され、違反した場合は国土交通大臣等から「勧告」、従わない場合は「公表」されます。(10P参照)
- 工期の設定にあたっては、「工期に関する基準(令和2年7月 中央建設業審議会 勧告)」を踏まえ、建設業者(元請)との適切な協議を通じて、適正な工期の確保をお願いします。(11P参照)
- 建設業法上、違反となるおそれがある行為事例を「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」に示しているので、ご確認をお願いします。(12P参照)

## ② 建設業の就業環境の整備を図り、技能者の処遇を改善！

### (1) 建設キャリアアップシステムの活用について

建設キャリアアップシステム (CCUS※) について、令和5年度からのあらゆる工事における完全実施を目指し、官民一体となって取組を進めています。公共工事・民間工事を問わず、CCUSの完全活用の実現を目指す取組を加速化します。

民間発注工事においてもCCUS導入にあたって、ご理解と元請事業者によるカードリーダーの設置等に対するご配慮をお願い致します。

CCUS※(Construction Career Up Systemの略)。(13~17P参照)

技能者の現場の就業履歴や保有資格等の情報を業界統一のルールで横断的に登録・蓄積し、技能者の技能と経験に応じた処遇改善や技能の研鑽を図ることを目的とする建設業界の制度インフラ。

技能者の適正な評価と処遇を受けられる環境整備を目的に平成31年(2019年)4月から本格運用を開始。

# 建設工事の発注にあたっての留意事項 ③

## (2) 建設業退職金共済(建退共)の加入掛金の適正な負担

建設工事現場で働く技能者に適用される建退共制度※については、公共工事・民間工事を問わず適用されます。

建退共制度の掛金納付に係る受注者費用は、工事施工に従事する技能者に係る必要経費として工事施工に必要な費用であるため、建設業法第19条の3に定める「建設工事を施工するために通常必要と認められる原価」に該当すると解されています。

従って、民間工事においても、共済契約者等において技能者が働いた日数に応じて掛金の納付が適切に行われる必要がありますので、建設工事を発注する際には、建退共の加入掛金について適正にご負担頂くようお願いいたします。

建退共※～「建設業退職金共済制度」の略。(18P参照)

中小企業退職金共済法に基づき、建設業を対象に国が作った退職金制度。

対象雇用者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼付し、その方々が建設業で働くことをやめたときに退職金が支払われる制度。

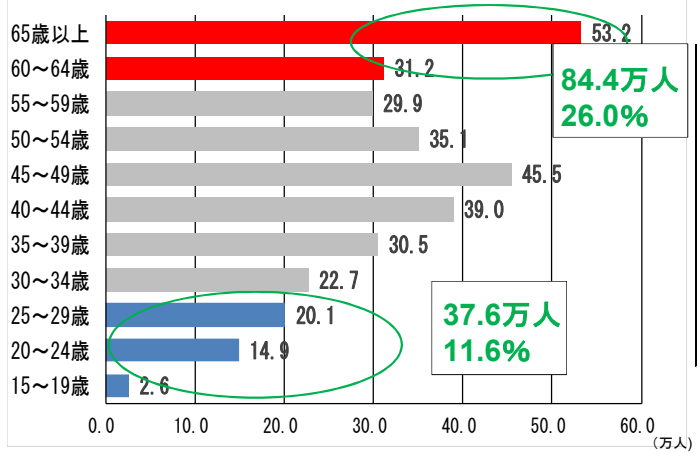
# 参考資料

---

# 建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(84.4万人、26.0%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典: 総務省「労働力調査」(R1年平均)を元に国土交通省にて推計

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

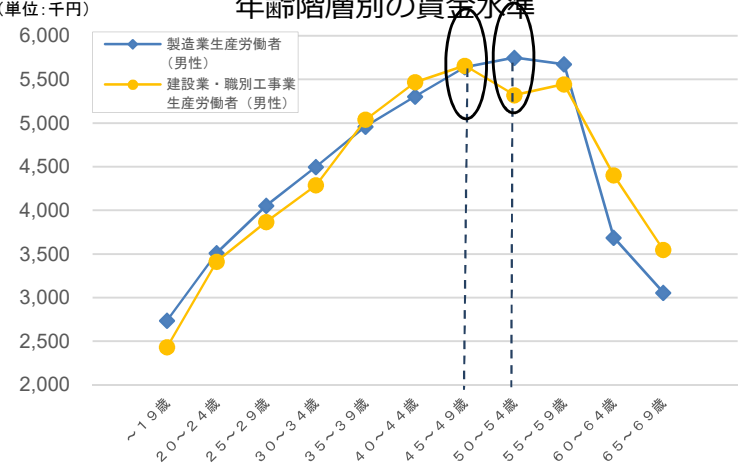
	2012年	2019年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,623.9千円	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,729.9千円	18.6%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,786.9千円	6.9%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,587.8千円	3.6%
全産業男性労働者	5,296.8千円	5,609.7千円	5.9%

約3%の差

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)  
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

建設業生産労働者(技能者)の賃金は、45~49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

年齢階層別の賃金水準



出典: 平成30年賃金構造基本統計調査

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移

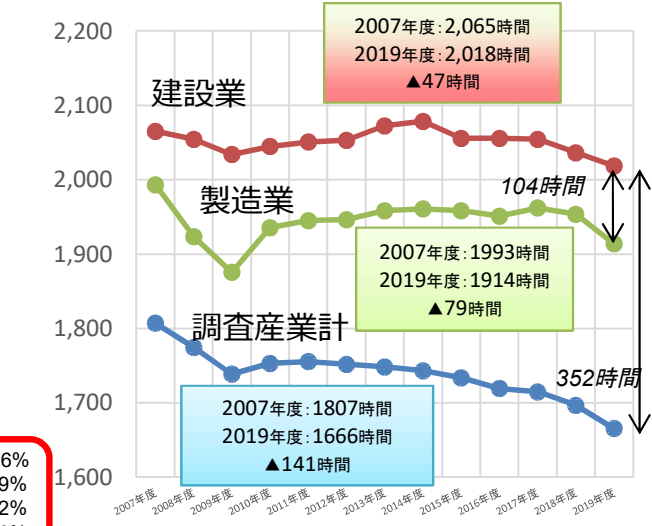
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%

元請: 99.6%  
1次下請: 98.9%  
2次下請: 97.2%  
3次下請: 93.6%

出典: 公共事業労務費調査

建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。

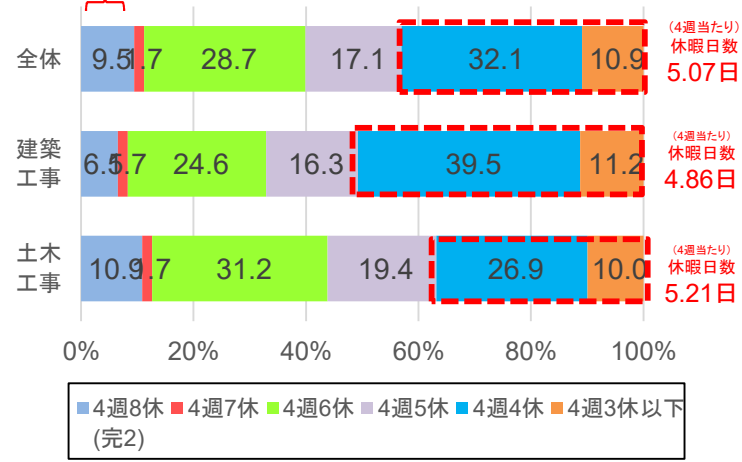
年間実労働時間の推移



出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。  
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアール工事等が含まれる。  
出典: 日建協「2018短時アンケート」を基に作成

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

## 背景・必要性

### 1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

#### <時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
  - ・年720時間(月平均60時間)
  - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
  - ・単月100時間未満
  - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

### 2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

#### <年齢構成別の技能者数>



### 3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

## 法律の概要

### 1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

### 3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

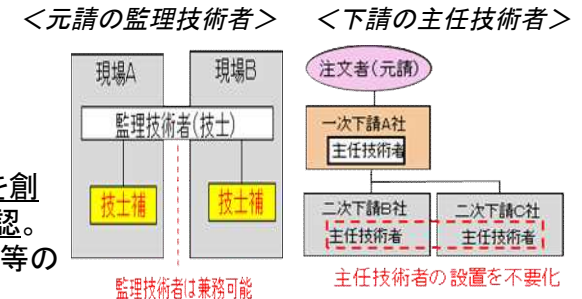
### 2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
  - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
  - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。





## ◆中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

- 法第34条第2項を改正：中央建設業審議会は「**建設工事の工期に関する基準**」を作成し、実施を勧告
- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準

### 実施を勧告

#### 注文者

##### ◆著しく短い工期の請負契約の禁止

法第19条の5

通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

##### ◆工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

法第20条の2:**工期等に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて契約締結までに**通知**

- 地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして**国土交通省令**で定める事象

省令第13条の11

- ① **地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象**
- ② **騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象**

#### 建設業者

##### ◆工期の見積り

**工程の細目を明らかにし**、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第20条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに**工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

## ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには**契約書面に明記**

(建設工事の請負契約の内容)

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 略

**四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 (←追加)**

五～十六 略

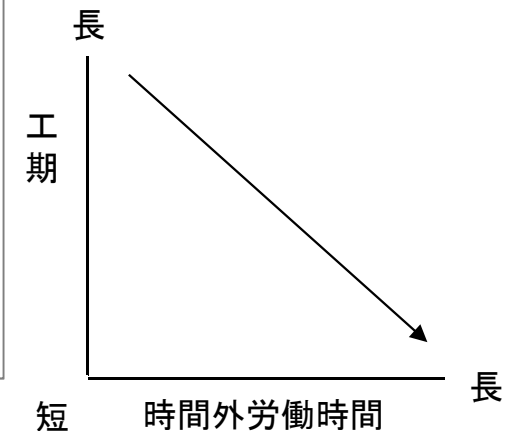
# 著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）

- 改正建設業法第19条の5において、「**注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。**」ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

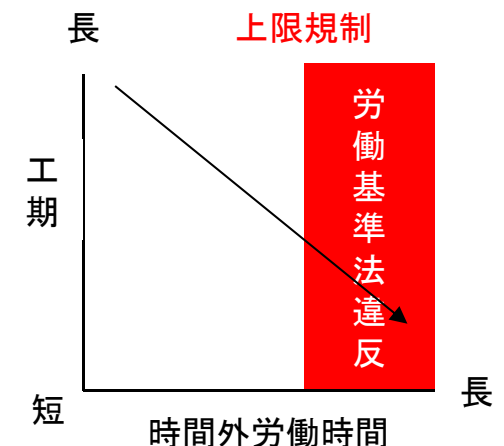
## 短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように**短い工期と長時間労働には相関関係**がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

【工期と長時間労働の関係】

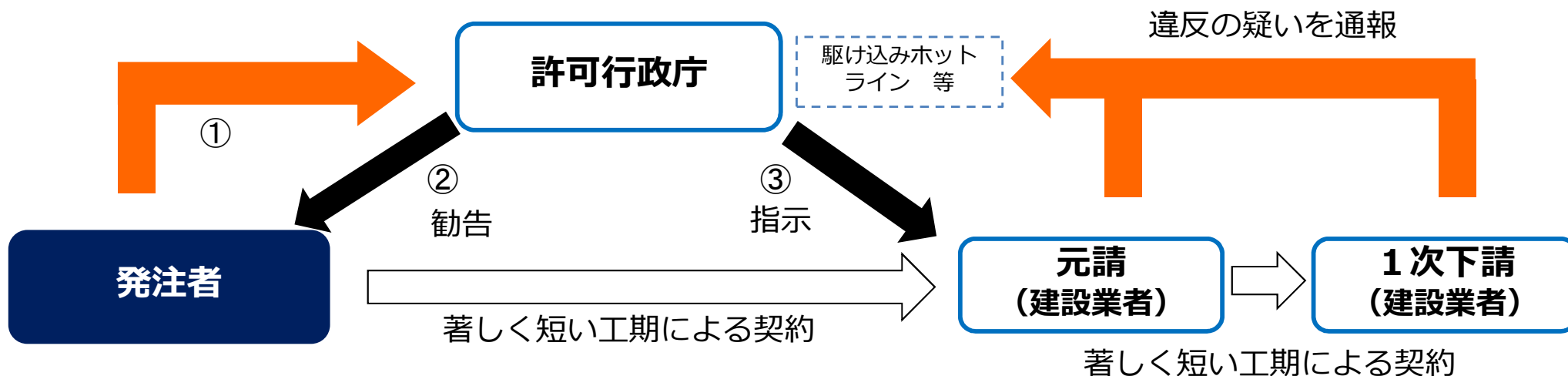


【工期と長時間労働の関係】  
(令和6年4月～)



## 通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（**建設業就業者の長時間労働の是正**）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、**単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会決定）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。



① <公共工事の場合> <入契法>  
 建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。  
 ※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第4条1号を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。（通常と同様） ※建設業法第3条1号を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

## ○著しく短い工期をどのように判断するのか？

- 著しく短い工期であるかどうかについては、工事の内容や工法、投入する人材や資材の量などに依るため一律に判断することは困難



- 休日や雨天による不稼働日など、中央建設業審議会において作成した工期に関する基準で示した事項が考慮されているかどうかの確認
- 過去の同種類工事の実績との比較
- 建設業者が提出した工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
  - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
  - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
  - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント
  - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
  - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
  - 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
  - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
  - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
  - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
  - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
  - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
  - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原型復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
  - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症焼対策を踏まえた工期等の設定
  - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
  - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

## ○改訂の概要

## 3. 工期

## (1) 著しく短い工期の禁止（改正法第19条の5）（新設）

## 【改正法第19条の5】

注文者は、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。**

## 【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、**建設工事の契約締結に際し、適正な工期を設定することが必要であり、従来のような長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため禁止することとしたもの。**

なお、この規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、下請契約の注文者である元請負人に許可をした許可行政庁（※）は、当該元請負人に勧告を行うこととしている。

（※許可行政庁が国土交通大臣の場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について」（国不建第176号、令和2年9月30日）参照）

## 【改訂内容】

ガイドラインの12・13頁参照

## 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

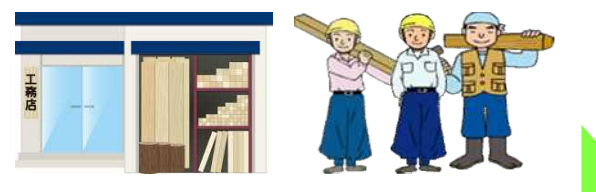
- ① **元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合**
- ② **下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合**
- ③ **工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量を追加したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請契約の工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合**

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場の就業履歴等を業界統一のルールで横断的に登録・蓄積し、**技能者の技能と経験に応じた処遇改善や技能の研鑽**を図るもの。
- これにより①若い世代に**キャリアパスと処遇の見通し**を示し、②**技能と経験に応じ給与を引き上げ**、③将来にわたって**建設業の担い手を確保**し、ひいては、**技能者を雇用・育成する企業が伸びていける**建設業を目指す。
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**
- 平成31年4月より「本運用」を開始。

## <建設キャリアアップシステムの概要>

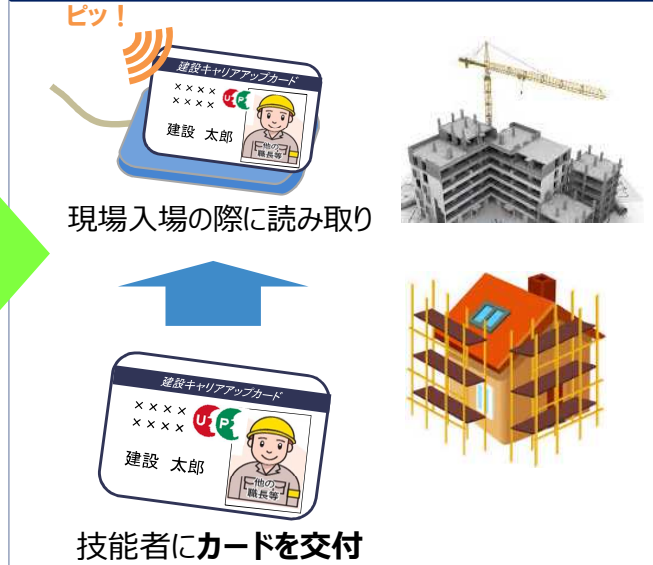
※システム運営主体  
(一財)建設業振興基金

### 技能者情報等の登録



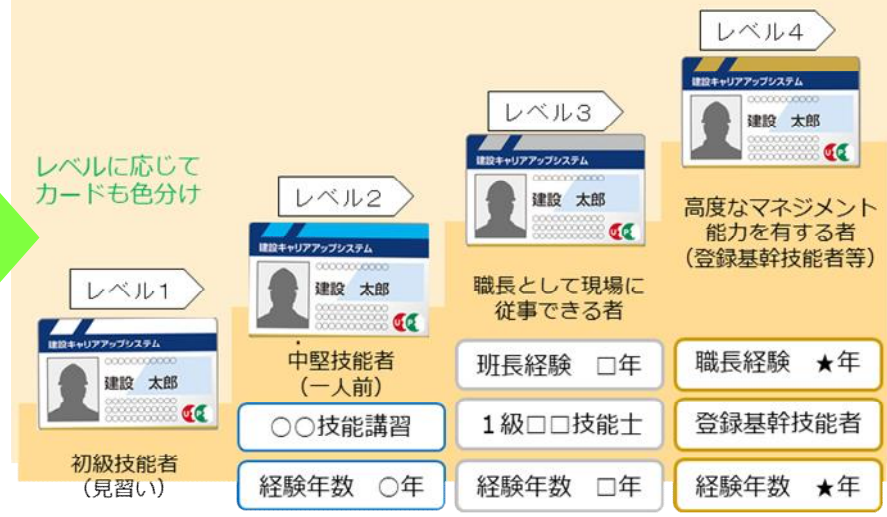
- 【事業者情報】**
  - ・商号
  - ・所在地
  - ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】**
  - ・現場名
  - ・工事の内容
  - ・施工体制 等
- 【技能者情報】**
  - ・本人情報
  - ・保有資格
  - ・社会保険加入状況等

### カードの交付・現場での読取



就業履歴を蓄積

### 技能の客観的なレベル分け



※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

- 令和元年度中に、職種別の**建設技能者の能力評価基準（35職種）**を整備
- 能力評価基準に基づく技能者の**能力レベルと建設業界による処遇目標**が結びつき、これが**適正に請負代金に反映**され、この結果、技能者の**賃金上昇**につながるような**好循環**を生み出すべく、国と建設業界が一体となって取組を推進。

## 建設キャリアアップシステムに技能者の能力と経験を蓄積

### <現場での能力・経験の蓄積>



- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

技能者情報のイメージ

ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	S55. 1980/07/28
保有資格	
登録基幹技能者	開始 2016.06.20
技能講習	玉掛け 2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業 2005.11.09
社会保険加入状況	健康保険 建設共済
健康	<input type="checkbox"/> 協会健康 <input type="checkbox"/> 建設共済
年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金
雇用	



令和元年度中に能力評価基準（35職種）を整備し、技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

レベルに応じてカードを色分け

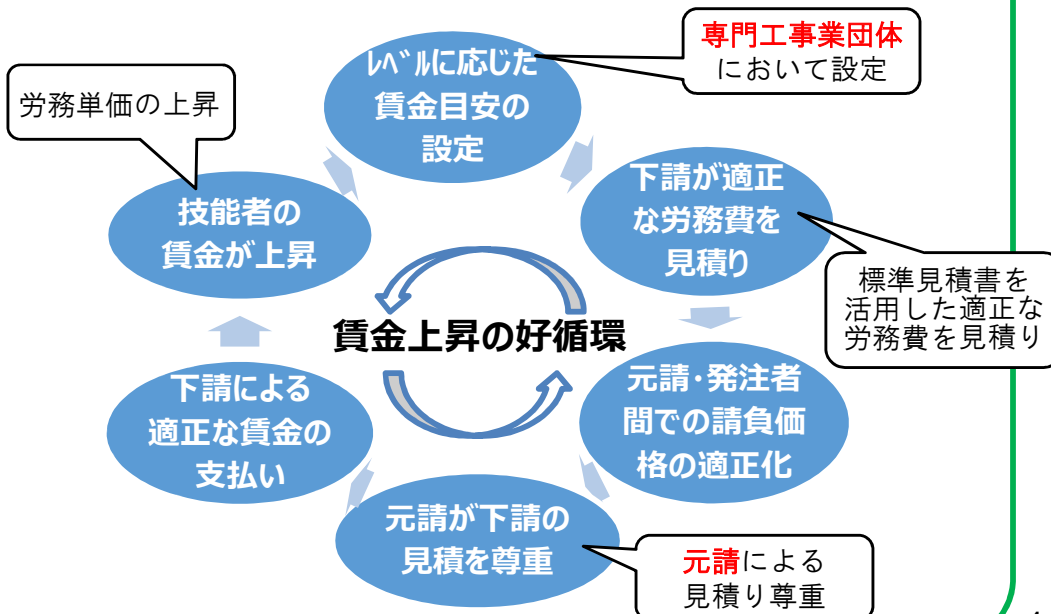


レベルに応じた処遇を実現へ

## 今後の取組

- 専門工事業団体等は、職種に応じ、職長（レベル4・3）、若年技能者（レベル2）の賃金目安をそれぞれ設定
- 下請が技能者に対し、賃金目安に応じた適正な賃金が支払えるよう、標準見積書において、職長手当等マネジメントフィーを含め、適正な労務費を計上することができるよう措置
- 元請においても、下請の適正な見積りの尊重を促進・徹底

元請と下請が連携し、技能者のレベルに応じた処遇実現に向けた環境整備



建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
  - > 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
  - > 民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
  - > CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点）を試行
  - > CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- OCCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4～5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ



## 技能者の登録料

### ● 簡略型登録料：2,500円 (据置)

※簡略型登録はインターネット申請のみ

### ● 詳細型登録料：4,900円

(簡略型から詳細型への移行：差額2,400円)

※登録は、最初の登録から10年間有効  
(カードに有効期限を記載)

※更新(再登録)時には、その時点のレベルに従ったカードが交付

➤ 詳細型登録により、能力評価(レベル判定)への活用が可能(レベル判定料：4000円/回)

※元請事業者にとっては、作業員名簿の記載効率化に資する

➤ 簡略型登録でも就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、現場での社会保険加入の確認が可能

## 事業者の登録料・利用料

### ① 事業者登録料 (5年ごと)

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※5年ごとに更新  
※一人親方の方は事業者登録料は無料  
※個人事業主の方の登録料は6,000円

### ② 管理者ID利用料

各事業者は、システムを操作し、情報閲覧、現場登録、施工体制登録等を行うためには、IDが必要。事業者登録時に付与される「事業責任者ID」(無料で付与)に加え、有料の「管理者ID」を取得することで、最大3階層を設け、支店等单位で管理可能

ID数	料金
1IDあたり	950/月換算
一人親方	200/月換算

※これとは別に現場管理を行う際に登録現場ごとに付与され、施工体制登録や就業履歴の事後補正等のみに用いる「現場管理者ID」や、下請事業者・技能者の代行申請に用いる「代行登録担当者ID」があり、これらは無料

### 元請事業者のみ

### ③ 現場利用料 ※元請事業者に対して毎月請求

技能者による就業履歴の蓄積(カードタッチ)1回ごとに料金が発生※  
タッチ実績に基づき、建設業振興基金が、元請事業者に対して請求

就業履歴回数	料金
1回	10円

※既存民間システムとCCUSの自動連携(API連携)が元請により措置されている現場では、技能者は既存民間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUSにも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能(この場合も、現場利用料は発生)

# 建設キャリアアップシステムについて

建設業の今とこれからをみんなで支える

## 建設キャリアアップシステムについて

**point ①**

### 技能者の処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップなど、能力や経験の蓄積を反映した処遇の改善を目指します。

**point ②**

### 明確なキャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベル分けで評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となります。

**point ③**

### 施工能力の見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保につながります。

**技能者を評価する仕組み**

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた(白 → 青 → 銀 → 金)カードを交付して評価。

**事業者の施工能力の見える化を進める仕組み**

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建機の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。

従業員を採用したい建設事業者の皆さま

## 建設キャリアアップシステム

Construction Career Up System

の登録はお済みですか？

建設現場で働く若手が求めることトップ<sup>3</sup>

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事が年間を通じてあること
- 第3位 能力や資格を反映した賃金

厚生労働省「R2 建設業における雇用管理状況把握実態調査」より作成

建設キャリアアップシステム (CCUS) は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

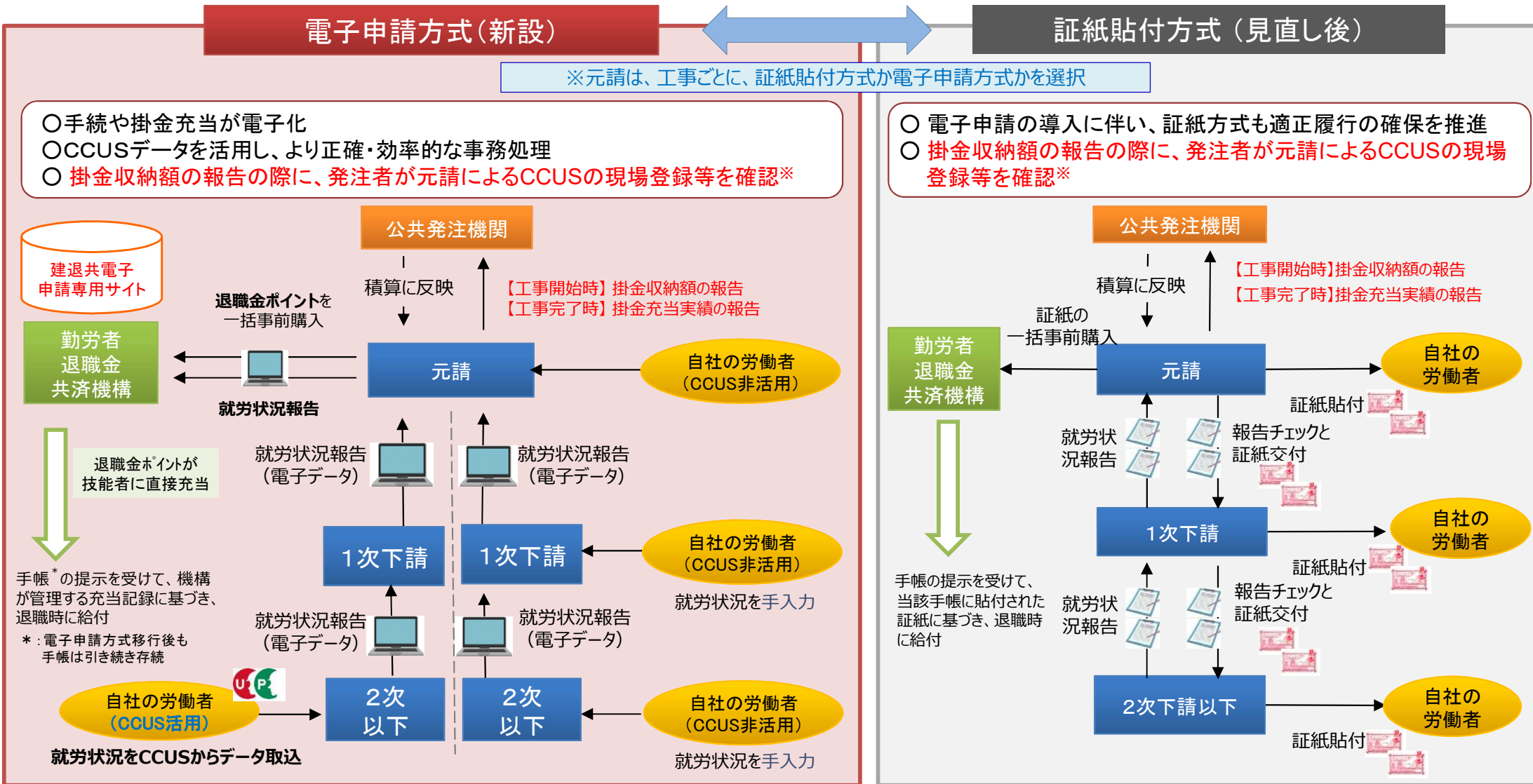
を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。

**2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。**

詳しくは裏面へ



- 建退共の電子申請方式の導入に伴い、公共工事における適正履行の確保と一体でCCUSの活用を促進
  - 建退共の掛金充当のために、**事業者が各工事現場においてCCUSの現場登録、カードリーダー設置等を行い、掛金充当実績と就業履歴の蓄積状況を照合、発注者による確認を通じて、建退共との連携によるCCUSの現場利用を促進**
- ※なお、令和4年度目途に、電子申請方式におけるCCUSデータの活用を元請や1次下請自ら直接行うことが可能となるシステム改訂を予定



※CCUS運営協議会総会申合せ(R2.9.8)(登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じる)の趣旨を踏まえ措置

# 関係資料・問合せ先

- 工期に関する基準

[https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000711.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html)

- 建設キャリアアップシステム

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html)

- 建設業退職金共済

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

## 【問い合わせ先】

国土交通省 : 北海道開発局 事業振興部 建設産業課  
対応時間 : 平日 9:00~17:00  
電話番号 : 011-738-0233 (直通)